

HUMAP 留 学 生 等 交 流 推 進 制 度 （ 派 遣 ） 実 施 要 領

現 行	改 正 案
<p>HUMAP留学生等交流推進制度（派遣）実施要領</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この制度は、兵庫県内の大学（大学院を含む。以下同じ。）がHUMAP協定に基づいて海外の大学へ留学生を派遣する場合に、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「本機構」という。）が当該学生を支援することにより、兵庫県とHUMAPに加盟する諸外国との留学生交流の一層の拡充を図り、相互の教育・研究水準の向上に資するとともに、各国との相互理解と友好親善を増進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この要領において、「HUMAP派遣留学生」とは、兵庫県内の大学が、HUMAP協定に基づき、当該大学（以下「在籍大学」という。）に在籍したまま、おおむね6か月以上1年以内の期間（ただし、別に定めるものはこの限りではない）、海外の大学（以下「派遣先大学」という。）へ派遣する学生をいう。</p> <p>（資格及び条件）</p> <p>第 3 条 HUMAP留学生交流推進制度で支援する留学生は、兵庫県内の大学の正規の課程に在籍したまま、海外の大学へ留学する学生（外国人留学生を除く。）で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) HUMAP協定及び留学生交流に関する個別の合意に基づき、派遣先大学が受入れを許可する者</p> <p>(2) 在籍大学における学業成績が優秀で、人格等に優れている者</p> <p>(3) 留学の目的及び計画が明確で、海外への留学の効果が期待できる者</p> <p>(4) 経済的理由により自費のみでの留学が困難な者</p>	<p>HUMAP留学生等交流推進制度（派遣）実施要領</p> <p>第 1 条 （同左）</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この要領において、「HUMAP派遣留学生」とは、兵庫県内の大学が、HUMAP協定に基づき、当該大学（以下「在籍大学」という。）に在籍したまま、<u>6か月以上1年以内の期間</u>、海外の大学（以下「派遣先大学」という。）へ派遣する学生をいう。</p> <p>第 3 条 (1)～(5)（同左）</p>

(5) 海外での留学期間終了後、在籍大学に戻り、学業を継続する者、又は
在籍大学の学位を取得する者

(6) 派遣先大学所在国への留学に必要な
査証を確実に取得できる者

(7) 原則として、派遣期間がおおむね6
か月以上1年以内（ただし、別に定める
ものはこの限りではない）である者

(支援の内容)

第4条 本機構は、HUMAP留学生交流推進制
度(派遣)に採択された学生に対し、奨学
金を支給するものとする。

2 HUMAP 留学生に対する奨学金の支給期
間は学生が参加するプログラムの期間と
し、12か月を超えないこととする。

(派遣計画書の提出)

第5条 この制度に基づき、派遣先大学へ
学生の派遣を計画し、本機構からの支援
を希望する在籍大学の長(以下「大学長」
という。)は、別に定める書類を理事長に
提出するものとする。

(計画書の審査及び奨学金等支給割当人数
の決定)

第6条 理事長は、前条の規定により大学
長から提出された書類について審査の
上、当該派遣計画にかかる奨学金等支給
割当人数を決定し、当該大学長に通知す
るものとする。

(候補者の推薦)

第7条 前条の規定により、奨学金等支給
割当人数について通知を受けた大学長
は、第3条に定める資格及び条件を満た
している者(以下、「候補者」という。)
を、関係書類を添えて、別途定める締め
切り期日までに、理事長に推薦するもの
とする。

(6) 留学活動の内容や成果等を広く情報発信でき
る者

(7) 派遣先大学所在国への留学に必要な査証を確
実に取得できる者

(8) 原則として、派遣期間が6か月以上1年
以内である者

第4条～第9条 (同左)

(候補者の採否の決定及び通知)

第 8 条 理事長は、前条の規定により推薦のあった候補者についてその採否を決定し、推薦のあった大学長に対し、候補者の採否について通知するものとする。

(奨学金等の支給)

第 9 条 奨学金の支給は、別に定める方法により、在籍大学を通じて行うものとする。

(事務処理)

第 10 条 この制度に係る事務は、本機構 学術交流センターにおいて処理する。

(実施の細則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(事務処理)

第 10 条 この制度に係る事務は、本機構において処理する。

第 11 条 (同左)

付則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

